浜田市議会議長
澁谷幹雄　様

令和８年８月14日

前スポーツ振興課長が作成した対応記録について説明を求める請願

請願者　浜田市国分町1689-1
三島　淳寛

紹介議員　森谷　公昭

【請願趣旨】

令和７年に教育委員会の前スポーツ振興課長が、防災安全課に市民への対応の記録を提出し、防災安全課が不当要求行為等防止対策委員会の会議資料として、まとめたものには、「※上記および裏面の記録入力に当たっては、対応者または対応者から聞き取りした者が適宜おこなっている」と書かれています。しかし、実際の対応時刻ではないと当該市民、対応した職員ともに認めている時刻（実際より長く）が書かれていたり、対応した者は入力していない、聞き取りも受けていないにもかかわらず載っているものがあり、内容についてもすべて2つに分類されています。この特定の市民への対応の記録について森谷議員が調査したところ、入力の依頼自体が課に来ていないこと、聞き取りも受けていない、報告もしていないのに記録があることが明らかになっています。

また、砂川前副市長は令和８年３月議会の森谷議員の個人一般質問において、反問権を使って「いろんな課に同じ質問を繰り返しておられます。」などと述べていますが、この発言の根拠となった「同じ質問をいろんな課に繰り返していることがわかる記録」を開示請求しても、文書不存在でした。つまり、議会において不当要求行為等防止対策委員長の行った発言には、市の記録という根拠が無かったことになります。当該市民は説明を求めても、市は、いつどこの課に何を行ったことが不当要求行為に該

当するのかの説明を一切行っていません。認定を行い、弁護士を雇って市民を遮断するために不当要求行為の認定を行っている可能性があります。

市民への対応の記録について、その作成根拠となる記録(1次データ)が存在しない(文書不存在で不開示決定)にもかかわらず、どのようにしてこの表を作成したのか確認していただきたく、請願いたします。

【請願理由】

1. 対応の記録を作るためには対応開始時刻、終了時刻、対応の内容の記録が無ければ不可能であるが、文書不存在である。

2. 根拠となる記録が無いにもかかわらず、時刻や内容を分類した記録が作成され、それによって「対応を強要した」と認定し、市民に対し送付した警告書にも、「強要を行った」と書いている。

3. 当該市民は、職員に対し何らかの強要を行った事実はないと、警告書に書かれた内容を一貫して否定し、事実確認と説明を求め続けているが、強要にあたる事実の説明が一切無い。

以上のことから、議会の場で、不正確な説明が行われたり、不当要求行為等防止対策委員会においても、前スポーツ振興課長の書いた虚偽の内容を含む報告書をもとに認定が行われているため、当該市民への対応の記録について、誰が、いつ、何の資料又は情報を根拠として、時刻、内容を記載したのか、その作成経緯および、根拠を議会として確認していただきたく、請願いたします。